

協議第 10 号

一般職の職員の身分の取扱いについて

一般職の職員の身分の取扱いについて承認を求める。

平成 21 年 3 月 31 日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

一般職の職員の身分の取扱いについて

一般職の職員の身分の取扱いについて、合併時に在職する植木町の一般職の職員（教育長を除く）は、市町村の合併の特例等に関する法律第 12 条により、全て新市の職員として引き継ぐ。

職員関係の制度については、熊本市の制度に統一する。

職員の職位、給与等の処遇については、公正に取り扱うものとし、人事管理、給与の適正化の観点から調整し、合併時に統一を図る。

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議協議項目一覧(10 一般職の職員の身分の取扱い)

協議番号	協 議 項 目	部会名	提 案	承認・継続	備 考
一般職の職員の身分の取扱い					
1	職員任用・給与	総務部会	第5回		
一般職の職員の身分の取扱い					
1	給料等の支給方法	総務部会	事務局		
2	共済組合	総務部会	事務局		
3	職員勧奨退職	総務部会	事務局		
4	職員研修	総務部会	事務局		
5	職員団体	総務部会	事務局		
6	職員定数	総務部会	事務局		
7	職員の被服貸与	総務部会	事務局		
8	職員の分限・懲戒	総務部会	事務局		
9	税務手当	総務部会	事務局		
10	退職手当	総務部会	事務局		
11	服務規程	総務部会	事務局		
12	扶養・住居・通勤の認定	総務部会	事務局		
13	安全衛生	総務部会	事務局		
14	健康保険組合	総務部会	事務局		
15	福利厚生	総務部会	事務局		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 総務部会

協議項目	一般職の職員の身分の取扱い	小項目名	1 職員任用・給与
------	---------------	------	-----------

協議内容	給与制度等の相違に関する協議
合併協議会 協議結果 (調整方針)	合併時に在職する植木町の一般職の職員（教育長を除く）は、市町村の合併の特例等に関する法律第12条により、全て新市の職員として引き継ぐ。 職員関係の制度については、熊本市の制度に統一する。 職員の職位、給与等の処遇については、公正に取り扱うものとし、人事管理、給与の適正化の観点から調整し、合併時に統一を図る。

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市町別内容	別紙	別紙
相違点と課題		

(別紙) 両市町の現況

1. 職員定数・職員数・平均年齢・平均給料月額

現 況			
区 分		熊 本 市	植木町
条例職員定数		6, 8 0 0 人	3 9 5 人
職 員 数		6, 1 5 5 人	3 6 0 人
内 訳	行 政 職	2, 4 6 1 人	1 6 1 人
	税 務 職	2 4 8 人	1 8 人
	薬剤師・医療技術職	1 6 7 人	1 5 人
	看護・保健職	5 1 3 人	7 4 人
	福 祉 職	1 7 9 人	2 6 人
	技能労務職	9 5 4 人	5 6 人
	消 防 職	6 2 5 人	—
	医 療 職	9 0 人	9 人
	教 育 職	2 0 9 人	1 人
	企 業 職	7 0 9 人	—
平 均 年 齢		4 3 歳 0 月	4 1 歳 9 月
平均給料月額		3 5 3, 0 0 0 円	3 1 5, 1 0 0 円

※「平成19年地方公務員給与実態調査」より

2. 級別標準職務分類（行政職関係）

○熊本市

一 般 職 の 級 別 分 類	1 級	主事補、技師補の職務及びこれに相当する職務
	2 級	主事、技師の職務及びこれに相当する職務
	3 級	①係長の職務及びこれに相当する職務 ②主任主事、主任技師の職務及びこれに相当する職務
	4 級	①困難な業務を行う係長の職務及びこれに相当する職務 ②困難な業務を行う主任主事、主任技師の職務及びこれに相当する職務
	5 級	①課長補佐の職務及びこれに相当する職務 ②特に困難な業務を行う係長の職務及びこれに相当する職務 ③特に困難な業務を行う主任主事、主任技師の職務及びこれに相当する職務
	6 級	課長の職務及びこれに相当する職務
	7 級	部長職務及びこれに相当する職務
	8 級	局長の職務及びこれに相当する職務

○植木町

一般職の級別分類	1級	主事補、定型的な業務を行う主事及びこれに相当する職務
	2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事及びこれに相当する職務
	3級	主査の職務及びこれに相当する職務
	4級	班長の職務及びこれに相当する職務 参事の職務及びこれに相当する職務
	5級	課長補佐の職務及びこれに相当する職務 主幹の職務 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う班長の職務及びこれに相当する職務 困難な業務を処理する参事の職務及びこれに相当する職務
	6級	課長の職務及びこれに相当する職務 首席審議員、審議員の職務
	7級	重要な業務を所掌する課長の職務

3. 初任給基準

	熊本市	植木町
初任給（高校卒）	1級13号給 143,400円	1級5号給 140,100円

4. 給料表

	熊本市	植木町
給料表(行政職)	8級制	7級制